

明治初期の小学校における「試験の弊害」の意味

石 岡 学

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生人間学専攻

〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本研究の目的は、学制・教育令期（1872-85年）の小学校における試験の「弊害」に関する言説を分析対象として、「弊害」の具体的な意味・内容を明らかにすることである。本研究では、地域や時期の差を超えて繰り返しあらわれる同種同質の「弊害」論に着目し、それらに共通してみられる試験への認識枠組みを明らかにする。主たる分析対象は、当該時期の『文部省年報』（第1～13年報）における試験関連の記述である。

試験の「弊害」に関する当時の語りには、大別して授業方法に関するものと試験方法に関するものの二つがあった。前者は「学事奨励」という目的・期待ゆえに生じた「弊害」であり、後者の「弊害」は「等級制の実現」という目的に由来するものであった。明治初期小学校の試験をめぐる「弊害」の認識には、等級制の維持と学事奨励という、当時の試験に課せられた二重の目的・期待をどのように実現するかという困難が反映されていたといえる。

1：問題の所在

1-1：明治初期小学校の試験に関する先行研究の問題点

学制・教育令期の小学校において、厳格な進級・卒業試験の実施に基づく等級制が布かれていたことは、周知の事実である¹⁾。また、法令によって規定されていた進級・卒業試験以外にも、毎月の席次を定めるための月次試験や、学校間の学力コンクールともいべき比較試験など、実に様々な試験がこの時期には行われていたこともよく知られている。

これまでに、特定の地域を対象とした学術研究（酒井 1959, 小沢 1969, 堀松 1971, 鈴木 1982, 長江 1986, 宮川 1986, 山本 1988, 橋本勝 2005, 橋本勝 2008）、あるいは各都道府県教育史において、それぞれの地域における試験の制度・実態が明らかにされてきたが、こうした当時の試験のありようを最もコンパクトにまとめているのは、

『日本近代教育百年史』第3巻である（530-536頁、佐藤秀夫執筆部分）。そこでは、等級制が能力主義・個別主義・保育重視主義に立脚していたこと、等級制を成り立たせるうえで「不可欠の重要性をもっていた」のが試験であったことが指摘されている。そして、一般に1880年代まで等級制の存続していた小学校では、①席次を決める月次試験（小試験）、②年2回の進級判定を行う定期試験（中試験）、③全級修了を審査する卒業試験（大試験）、④不定期の等級認定試験である臨時試験、⑤比較試験、の5種類の試験が実施されていたと述べられている。

現在のところ、明治期の小学校における試験を主題とした研究の到達点と目されるのは、斉藤（1995）である。同書は、等級制の維持という側面よりも、試験が学事奨励の策として用いられた側面に着目し、それによってもたらされた競争の状況を批判することに重きが置かれている。その主眼とするところは、同書のベースとなった斉藤（1993）において「排他的・敵対的な『競争』を

念頭におく」と記されているように、明治期小学校にて採用された試験が「私たちの国の学校における過剰なまでの試験と競争」をもたらす「構造的な契機」となっていたことへの糾弾にある（斎藤 1995, 231 頁）。そこでは専ら、明治期小学校における試験の過酷さが強調され、試験と競争による学事振興の方法が行政側によって展開されていったことが否定的にとらえられている。

こうした当時の試験に対する否定的評価は、何も斎藤の研究にのみ見られるものではない。むしろ、先行研究においては主流的ともいえる見解である²⁾。この時期の小学校における試験が社会の近代化（教育水準の向上、メリトクラシーの普及）を促した「プラスの役割の方も高く評価する必要があるだろう」とする天野（2007）の評価は、例外的な部類に属する³⁾。

筆者はここで、先行研究における主流の見解に対し、2つの問題点を指摘したい。第一に、学制・教育令期の試験は立身出世的イデオロギーに彩られた能力主義・競争主義的なものとして位置づけられてきたが（天野 2006, 鈴木 1982, 橋本勝 2008 など）、その根拠が「学制布告書」における「学問ハ身ヲ立ルノ財本」等の記述とされてきた点である（天野 2007, 100-101 頁など）。この点が問題である理由は、「学制」の意図は個人の自立自営を教えることだけでなく、学校教育を媒介として国家の「富強安康」を実現する点にあったからであり（本山 1972）、教育の「私事性」の強調は民衆の経費負担を正当付ける建前であったとみるべきだからである（森川 1987）⁴⁾。したがって、竹中（2013）が指摘するように、「学制」が社会的上昇を積極的に勧奨しているとみるのは読み込みすぎではないかと考えられる⁵⁾。これらの知見をふまれば、明治初期小学校の試験がどの程度メリトクラティックな競争を企図して実施されていたのかについては、疑問の余地なしとしない。またこのことは、明治初期小学校における試験の実態面について、江戸期との連続性が指摘されている点とも関わる（山本・今野 1987, 橋本 2002）⁶⁾。江戸期の試験は人材選抜・登用を直接の目的としたものではなく（ドーア 1970, 橋本 1993）、そうした伝統的な形式に基

づいて実施されていた試験が、果たして競争主義的な機能をどれだけ有していたのかという点については、再検討されるべき問題であるといえる。

第二に、第一の点とも関わるが、先行研究における試験への注目が競争的な側面に偏しているという点である。斎藤（1995）は、学制・教育令期の小学校における試験には「進級と卒業認定のための試験」（月次試験、進級試験、卒業試験、臨時試験）と「競争と選抜のための試験」（比較試験、巡回試験）の2タイプがあったと整理しており、これは一般に「資格試験」と「選抜試験」として区別される試験の性質と符合する。だが同書では、進級・卒業試験が公開で行われたことをもって生徒・保護者間の競争心を煽ったことや、月次試験によって日常的に序列をめぐる競争が発生したことが問題視され、結局はすべての試験が競争をもたらすものと位置づけられている。同様の傾向は、尾形（1980）や橋本（2005）（2008）にもみられる⁷⁾。このように試験と競争を強く結びつけ否定的に捉える評価は、「現在（研究がなされた当時）の学歴社会・受験競争の起源探し」という趣に強く彩られており、試験やそれがもたらす競争を「忌むべきもの」としてみる視点に囚われたものとみることができる。このような認識枠組みの強固さゆえ、先行研究では試験に対する批判的な言説に偏した論述がなされる傾向にあり、時にこの傾向は資料の解釈を相当程度歪める結果を招来してきた。そうしたバイアスの典型例として、『内外教育新報』150号（1878年10月22日）に掲載された社説「比較試験」の解釈について指摘しておきたい。この記事では、比較試験において優秀な成績を挙げるため教員は優等生ばかりを厚遇するようになり、他の児童への教育が蔑ろにされるとの指摘がなされており、早い段階で競争的な試験の弊害を述べた好例として多くの先行研究で引用されてきた（堀松 1971, 斎藤 1993, 橋本勝 2005, 天野 2007）。しかし、引用箇所の後続く部分には、「比較試験場ニ登録生徒ハ之ヲ小学教員ニ任ゼズシテ教育主任者即チ地方学務課或ハ師範学校教員ニテ各等級ニ準照シ各校惣員ノ中ヨリ不意ニ選摘シテ以テ實際ニ試ミン而已」とあ

り、記事は試験の「方法」への批判に過ぎず、競争自体を否定したものではないことがわかる。いずれの先行研究でもこの後段部分は引用されおらず、結果的に記事全体の主張を歪めていると言わざるを得ない事態となっている。このように、明治期小学校の試験に関する先行研究は、受験教育や学歴社会が誰もが批判すべき対象として「道徳的に制度化」(薬師院 1998)されていた時代の影響を免れていないのである⁸⁾。

1-2：本研究の課題

前節にて、明治初期小学校における試験に関する先行研究の問題点をみてきた。筆者がここでこれらの点を問題視する理由は、試験に対する「期待」の側面が先行研究では十分に明らかにされておらず、「弊害」の捉え方が競争主義批判として一面的になってしまっていると考えからである。さきに見た『内外教育新報』の記事にも表れているように、試験に対する「期待」があればこそ、試験の「弊害」に関する語りも生じる。こうした点については、比較試験に関し「児童の学習意欲を高める上に効果的であるとする賛成論」と「大多数の児童の犠牲において一部の児童と教員の名誉欲を充足する手段と化しているとする弊害論」があったという堀松(1971)の指摘や、試験のプラス面も評価すべきとした天野(2007)の指摘がある程度で、十分に掘り下げられてきたとはいえない。したがって、試験に課せられた目的あるいは期待(等級制の実現と学事奨励)の二重性がどのような性質の「弊害」をもたらしていたのか、その内実が明らかにされなければならない。つまり、試験による競争が具体的に何を目的としていたのか、その競争はどの程度排他的なものであったのか、そして試験の「弊害」は競争主義によってのみ生じたものだったのかといった諸点の具体的検討を通して、競争主義批判の立場からでは見えてこない明治期小学校における試験のありようが描き出される必要があるといえる。

以上をふまえ本研究では、学制・教育令期(1872～1885年)の小学校における試験の「弊害」に関する言説を対象として、「弊害」の意味するところを具体的に明らかにしていくことを

目的とする。特に、語られた「弊害」が競争的状況とどのように関わっているのか、あるいはいないのかという点に注目して分析を進めていきたい。

対象時期とする時期は、1885年12月の文部省達第16・17号(等級制が学級制に、6か月単位の進級制が1か年単位に改められた)および1886年4月の小学校令が小学校における試験制度上の画期となることをふまえ、学制期・教育令期に限定した(表1参照)。また、分析対象とする資料は、当該時期の『文部省年報』(第1年報から第13年報)における試験関連の記述を中心として、『文部省雑誌』『文部省日誌』における記事、当時出版された教育書、地方教育会刊行の雑誌記事を補助的に用いていきたい。分析対象をこのように設定した理由は、教育雑誌が安定して継続的に刊行されるようになるのは1880年代後半以降⁹⁾、法令の時期区分としては1886年の小学校令公布以後であり、1880年代前半までの時期を通じてフォローできる資料がこれら文部省関連のもの以外は存在しないからである。

なお、本研究が対象とする14年間のタイムスパンの中で、各地における学事の状況とその展開過程は当然ながら必ずしも一様ではなく、そうしたミクロレベルに照準した研究の積み重ねは重要な課題として残されている。しかし一方で、地域や時期の差を超えて繰り返しあらわれる同種同質の「弊害」論もまた存在する。この点に着目し、それらに共通してみられる試験への認識枠組みを明らかにすることは、本研究の課題に照らして十分に意味のあることであると考えられる。

以下、本論文における『文部省年報』からの引用は、各府県学事年報の記述が中心となる。これについては、年報の年度・府県名・項目名・頁数を「第〇年報・〇〇県『項目名』〇頁」という形式で略記することとする(なお、旧字は原則として新字に置換する)。

表1 学制・教育令期における進級・試験に関する規定

公布年月日	法令番号	件 名	小学校の進級・試験に関連する内容
1872. 8. 3	文部省布達第 13 号 別冊	学制	第 48 章「生徒ハ諸学科ニ於テ必ス其等級ヲ蹈マシムルヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試験アリ一級卒業スル者ハ試験状ヲ渡シ試験状ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス」 第 49 章「生徒学等ヲ終ル時ハ大試験アリ小学ヨリ中学ニ移リ中学ヨリ大学ニ進ム等ノ類但大試験ノ時ハ学事関係ノ人員ハ勿論其請求ニヨリテハ他官員トイヘトモ臨席スルヲアルヘシ」 第 50 章「私学私塾生徒モ其義前二章ニ同シ」 第 51 章「試験ノ時生徒優等ノモノニハ褒賞ヲ与フルヲアルヘシ」
1879. 9. 29	太政官布告第 40 号	教育令	第 17 条「学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ」 第 47 条「生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ来觀スルコトヲ得ヘシ」
1880.12.28	太政官布告第 59 号	教育令改正	第 17 条「学齡兒童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ經ヘシ但郡区長ハ兒童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシムヘシ」 第 47 条「生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ来觀スルコトヲ得ヘシ」
1881. 5. 4	文部省達第 12 号	小学校教則綱領	第 1 条「小学科ヲ分テ初等中等高等ノ三等トス」 第 6 条「小学校ノ学期ハ初等科及中等科ヲ各三箇年トシ高等科ヲ二箇年トシ通シテ八箇年トス」
1881. 5. 21	文部省達第 17 号		「小学校生徒試験ノ儀ハ小学校教則綱領ノ旨趣ニ基キ定時授業臨時授業等ノ別及其方法取調可伺出且改正変更候節モ同様可伺出此旨相達候事」
1885. 8. 12	太政官布告第 23 号	教育令改正	第 14 条「学齡兒童小学校若クハ小学教場ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ施サントスルモノハ戸長ノ認可ヲ經ヘシ但戸長ハ兒童ノ学業ヲ其町村ノ小学校若クハ小学教場ニ於テ試験セシムヘシ」 第 28 条「生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ来觀スルコトヲ得ヘシ」
1885.12.12	文部省達第 16 号		「公立小学校ニ於テハ修業期限一箇年ヲ以テ一学級トスヘシ此旨相達候事但特ニ修業年限半箇年ヲ以テ一学級トセントスルトキハ事由ヲ具シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ」
〃	文部省達第 17 号		「私立小学校ニ於テハ修業期限一箇年若クハ半箇年ヲ以テ一学級ト定メ府知事県令ノ認可ヲ經シムヘシ此旨相達候事」

(『文部省布達全書』各年版および『学制百年史』より筆者作成)

2：学制・教育令期の小学校の試験における「競争」への期待

2-1：試験による「奨励」の意味

学制・教育令期において、小学校で行なうべきとされた試験はどのように規定されていたのだろうか。また、試験にはどのような役割・目的が課せられていたのであろうか。「弊害」論の分析に先立ち、本節ではまずこのことからおさえていきたい。

表1は、学制・教育令期における試験に関する

規定の変遷をまとめたものである。まず、「学制」では第四十八章から第五十一章にかけて試験に関する規定がなされている。第四十八章は「生徒ハ諸学科ニ於テ必ス其等級ヲ蹈マシムルヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試験アリ一級卒業スル者ハ試験状ヲ渡シ試験状ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス」とあり、これは進級試験に基づく厳格な等級制の根拠となったものである。第四十九章では学校卒業時に「大試験」を行なうこと、第五十章は私学私塾の生徒に対しても前二章を適用すべきことが規定されている。そして、第五十一章で「試験ノ時生徒優等ノモノニハ褒賞ヲ与フルヲアルヘ

シ」と、すでに競争的状況の惹起につながりうる褒賞の規定がなされていたことに注意しておきたい。

学制には、試験に関してこれ以上の規定は何も見られない。したがって、具体的な試験の内容・方法については各府県に任されるという形態になっており、この方針は教育令期になっても同様であった。1881年5月21日の文部省達第17号において各府県の試験規則は文部省の認可を経ることが必要となったものの、『文部省日誌』の記述にある限りでは、不認可となるケースはほとんど見られなかった¹⁰⁾。試験の形式・方法が江戸期のそれと連続的であったことの背景には、このように具体的な試験方法が各府県に一任されていたという事情があったものと考えられる。

その試験には、等級制実現のために児童の学力を検査するという実際の目的が当然のことながらあった。だが、それと同様かむしろそれ以上に、試験にはそれを通して「学事奨励」を図るという目的が付与されていた¹¹⁾。実際、『文部省年報』や同時代の著書において、試験や褒賞による競争心の鼓舞は奨励の手段として有用であるとの認識が度々表明されており、そうした意図に基づく試験はかなり広範に実践されていたと考えてよい。以下に、いくつか例を挙げておくこととする。

夫レ試験ハ幼童学ヲ為スノ心ヲ勉励スルノ良法ニシテ以テ優劣ヲ序シ以分段ヲ明ニシ階級ヲ定ムルモノナレハ教師タル者尤モ注意シテ適宜ノ方法ヲ求ム可シ（金子尚政『小学試験法』文徳堂、1874年、3頁）

總テ試験ハ学業ノ進否優劣ヲ判定シ以テ生徒ヲ鼓舞奨励スルカ故ニ教員タルモノ厚ク注意シ公正ニ之ヲ施行スヘシ（第5年報・島根県「生徒試験法（大試験ノ事）」269頁）

生徒試験法ノ施行タル教授上欠クヘカラサルノコトタルハ勿論ナリト雖モ奨励上ニ於テモ亦緊要ノコトナリトス（第9年報・栃木県「小学校」228頁）

また、「本年ハ新ニ比較試験法ヲ設ケ各校生徒ノ競励心ヲ提起セシメントメ学務課員ヲ派遣シ之レニ臨マシメ傍ラ各地教育ノ実況ヲ査察セシムルニ大ニ得ル所アリ故ニ毎年恒例此則ヲ以テ試験ヲ行ハントス」（第6年報・秋田県「将来教育進歩ニ付須要ノ件」295頁）や、「本年ニ於テハ学事奨励ノ為ニ上益城下益城両郡内各小学校生徒ノ選抜集合試験ヲ挙行セシニ大ニ奨励ノ効アリテ漸次上進ノ好果ヲ呈シタリ」（第13年報・熊本県「学事監督及奨励」78頁）といったように、実際に試験による奨励効果が見られることを報告するものは、本研究の対象時期を通じて数多くみられる。1883年当時比較試験に関する規定のなかった栃木県でも、本来は競争的な要素をもたない進級・卒業試験に関して、「其成績優等ナルモノニハ本県ヨリ賞品ヲ下与スルニヨリ自ラ生徒ノ競争心ヲ惹起シ且其父兄ノ感覺特ニ著シク教育上其裨益実ニ小少ニアラサル者ト信スルナリ」（第11年報・栃木県「小学校（生徒試験法）」255頁）と、褒賞による奨励効果への期待が述べられていた。これら『文部省年報』における記述は、文部省への報告という性質上、その真偽については若干割り引いて考える必要がある。ただ、それを差し引いても、これだけ多くの「効果」の表明が全くの虚偽であったとも考えにくい。確かに、「夫レ競争ナル者ハ学校内欠クヘカラサルノ要具ニシテ之ヲ利用スルトキハ大ニ功ヲ奏ス可シト雖モ之ヲ濫用スルニ至テハ弊害ナキ能ハス」（第10年報「学事巡視功程（高知県）」117頁）というように、競争的試験を奨励の手段として濫用することを戒める意見も、多少ながらみることができる。しかし、総体的には試験を学事奨励の有効な手段として位置づけるものが大勢を占めていた。

そこで次に見ておかなければならないのは、こうした試験を通じた学事奨励がそもそも誰を対象とし、具体的に何を奨励するものとして行われていたのかという点である。結論からいえば、それは児童に対する奨励だけでなく、あるいはそれ以上に、保護者や教員に対する奨励という意味合いの強いものであった。以下にいくつかの資料を挙げておきたい。

毎月小試業ヲ行ヒ点数ヲ以テ坐順ヲ上下シ春秋二度各中学区内適宜ノ地位ニ試場ヲ設ケ各校ノ生徒中特秀ノ者ヲ招集シテ試業ノ上甲乙丙丁ノ四点ヲ以テ其優劣ヲ判シ表ヲ作テ各校ヘ揭示セシメ子弟ヲ鼓舞シ兼テ訓導及父兄ヲ勸奨ス(第2年報・浜松県「生徒試験ノ法並進歩ノ状況」114頁)

此賞与(優等生に対する賞与:引用者注)ハ其効ヲ奏スルコト甚タ著シク只生徒ヲ競争奮発セシムルノミニ非スシテ其父兄モ奨励ニヨリ既ニ半途退学セシメント期スルモ之カ為メ其退学ヲ罷ルムニ至ルモノアリ(第11年報・新潟県「町村立学校優等生賞与」159頁)¹²⁾

又学務課員五名ヲ管下各地ニ派遣シ小学校生徒競勵試業会ヲ施行セシメ而シテ学業優等ノ成績ヲ得シモノ千百四十名ヘ書籍ヲ賞与シ以テ平素ノ精勵ヲ表シ兼テ町村父兄ノ衷情ヲ鼓舞シ彼ヲシテ益々向学ノ念慮ヲ發起セシメタリ是ヲ以テ生徒ハ互ニ競争ノ念ヲ勃興シ孳々学業ヲ励ムノ状ヲ呈シ学校職員ハ各自奮ノ氣象ヲ發シ彼此職務ヲ勉勵シ学事ノ上進ヲ翼賛スルノ状況アリ(第12年報・富山県「学事監督及奨励ノ状況」323頁)

而シテ本年又特ニ学務課員ヲ各郡ニ派遣シ小学中等科以上ノ生徒ヲ集合セシメテ之ヲ試験シ優等ノ成績ヲ得タル者ニ賞品ヲ付与セシメタリ抑々此挙タル生徒ノ奨励ヨリ施テ父兄向学ノ心ヲ喚發セシムルノ効頗ル多シ(第13年報・青森県「学事監督及奨励」162頁)

これら以外に、対象時期の後期になると学務委員や篤志者に対する奨励の必要性に関する記述も登場するようになる¹³⁾。しかし、主に奨励の対象として想定されていたのは、上に挙げたように保護者や教員であった。

保護者や教員に対する奨励がこれほど熱心に図られねばならなかった理由とは、何だったのだろうか。まず、保護者に関しては、この期における「就学」への期待が「倫理的要請」の段階にとど

まる質のものであったということが背景として挙げられる(国立教育研究所編1974, 592頁)。学制・教育令においては就学させない親への強制的措置が許されていなかったため、1890年代にいたるまで就学は「親の自発的行為」であるとみなす側面が継続していた(土方2002)。また、名目上の就学率よりも実際の通学率はさらに低いものであった(国立教育研究所編1974, 610-621頁)。こうしたことから、子どもを学校に通わせたいという保護者の自発的な意欲を喚起するという形で、就学の奨励が行われなければならなかったのである。

次に、教員に関しては、「目今生徒ノ進歩ヲ要スルノ専務ハ勉メテ教員ヲ精撰増員スルニアリ然レトモ管内在住ノ者ニシテ直チニ教員タルヘキ者ヲ求ルトモ甚乏シク又之ヲ佐ニ求メントスルモ給料少分ニシテ招ニ応スル者ナシ」(第3年報・若松県「将来教育進歩ニ付須要ノ件」445頁)というように、優秀な教員の確保に大きな困難が伴っていたことが背景にある¹⁴⁾。これについては、「将来教育進歩ニ付須要ノ条件ハ教員ノ完全ト学資蓄積ノ増加トニアリ教員完全ナラサレハ学校増設スルヲ得ス学資ノ蓄積無ケレハ書器整備スルヲ得ス」(第3年報・北条県「将来教育進歩ニ付須要ノ件」359頁)というように、学資金の問題と絡めて指摘される場合も多かった。すなわち、「学事ノ進歩スルモ学校ヲ増設スルモ書器ヲ整備スルモ皆学資ヲ充実スルト教員ヲ養成スルトニアリ」(第4年報・茨城県「将来教育進歩ニ付須要ノ件」107頁)と考えられていた状況において、教員への奨励も重要事項としてとらえられていたのである。実際、『文部省年報』では、「将来教育進歩ニ付須要ノ件」の項において優秀な教員養成の必要性が対象時期を通じてたびたび表明されている¹⁵⁾。

このことはまた、「凡ソ生徒ノ進否ハ一ニ平素教授ノ粗密ニ由ルハ言ヲ俟タス故ニ教師其人ヲ得ルト否サルトニ依リ」(第6年報・神奈川県「生徒進歩ノ景況」80頁)というように、生徒の学力の高低が教員の力量次第であるとの認識が存在していたこととも関連している。実際、「本年中管内各郡区ニ於テ施行セシ試験ノ成績ハ平均受験

生徒一百人ニ付七十七人余ノ及第ニテ其落第ハ前年ヨリ一十五分ノセリ減シタリ是レ生徒学力ノ漸ク進歩セシ徴証ニシテ畢竟教員ノ授業上各科ニ注意シ其改良ヲ加ヘシ成果ナリト謂フヘシ」(第12年報・函館県「小学校」68頁)というように、児童の学力自体の測定よりもむしろ教員の勤惰や授業の良否を見るためのものとして試験を位置づける言説もみられた。

以上のように、この時期の試験による競争は、児童だけでなく教員や保護者など学校に関わる者全体を対象とした「学事奨励」を企図して行なわれていたものであった。その「学事奨励」の意味合いは、子どもたち自身の学力向上を直接的に意図していたというよりも、その前提となる教育環境の整備、つまり教員の質向上や教育器具の充実、そしてそれらの元手となる学資の調達であったと考えられる。

2-2: 「共進」を目的とした「褒賞」

試験は学事奨励の手段としてその有用性を大いに期待されていたが、その具体的な方法としては、試験での成績優秀の事実に対する「褒賞」が頻繁に実施されていた¹⁶⁾。

前節でみたように、「褒賞」によって競争を促すという発想は、すでに「学制」の段階で規定されていたものである。时期的にみても、また江戸期の教育機関(藩校・寺子屋・私塾のいずれも)において学事奨励を目的とした褒賞制度が広く行われていたことに鑑みても、この「褒賞」のアイデアは江戸期からの連続性をもったものであると考えられる。ただし、ここで再度強調しておきたいことは、江戸期の褒賞が人材選抜・登用を直接の目的としたものではなかったという点である。江戸幕府の試験制度において、その結果次第で役職任用が行なわれることがなかったわけではないが、それはあくまで学問奨励のための「エサ」であり、「職業的能力、職業資格という程の体系だった資質が問題にされた様子もなく、登用に際しての物差しも、被登用者の学芸の水準も一様ではな」かった(橋本1993, 304頁)。だとすれば、学制に規定された「褒賞」が社会的上昇への競争を促す性質のものであったとは言い難い。

また、「褒賞」の発想が西洋近代的なメリトクラシーに接続するものではなかったという点は、明治初期に出版された翻訳教育書の中で褒賞が学事奨励の手段として否定的に捉えられていた点からも裏付けられる。デウキット・ペーキンズ・ページ『彼日氏教授論』(文部省, 1876年)やチャールス・ノルゼント『那然小学教育論』(文部省, 1877年)は、当時広く読まれていた教育書であるが(尾形1973, 423-456頁)(山根1999a, 89頁)、以下の引用にあるようにこの2冊とも褒賞による奨励方法は明確に否定していたのである¹⁷⁾。

夫レ学校中生徒ニ授クル所ノ褒賞ハ、固ヨリ諸生争ヒテ之ヲ得ンコトヲ欲スレドモ、其之ヲ行フニ当リテ能ク得ルモノハ特ニ二三ノ過ギズ。是、其弊害ノ原ニシテ其弊害ノ大ナルコト、一時利益校中ニ普及セザルモノ、能ク償ヒ得ル所ニ非ザルナリ。故ニ、我カ学校ニ於キテ生徒ヲ勸奨スルニ、此褒賞ヲ用キルハ必ス不可トスルナリ(デウキット・ペーキンズ・ページ『彼日氏教授論』文部省, 1876年, 184-185頁)

成功ノ益ヲ得ント欲スルノ競争ハ、固ヨリ甚タ願所ニシテ、而シテ之ニ抗スルノ説モ幾ント希レナリ、然レドモ賞与ノ物ヲ掲ケテ、醸シ得ル所ノ競争、或ハ偏ニ他ノ生徒ニ勝タント欲スルノ念願ハ、之ヲ斥スノ説甚タ多クシテ、而シテ其害モ亦実ニ甚シ、故ニ予此事ヲ以テ敢テ其功績ナシトイフニ非サレドモ、其悪弊ヲ以テ之ニ比較スルトキハ、学校教授ノ補助トシテハ之ヲ用キサルノ大ニ優ルヲ見ル(チャールス・ノルゼント『那然小学教育論』文部省, 1877年, 190-191頁)

翻訳教育書においてこれほど明確に否定されていたにもかかわらず褒賞が実施されていたということは、やはりそれが江戸期からの連続性を持つものであることを示すと同時に、いかに当時の人々が褒賞の効用に対して期待をかけていたかをも示しているといえよう¹⁸⁾。そしてそれは、選抜を目的とした序列の決定づけというよりも、ある

時点での優劣判定により以後の奮起を促す「奨励」の意味合いが強かったというべきである。したがって、明治初期小学校における競争は「目的」ではなく、あくまで「手段」だったと位置づけるのが妥当であろう¹⁹⁾。

このことは、成績優秀者への「褒賞」が必ずしも個々人の選抜を主目的としていたわけではなかったことから、裏付けられる。たとえば、1874年に埼玉県で行われた「臨時大試験」²⁰⁾では、受験者の約67%に賞品が授与されており、翌年の同試験では受験者の約86%が賞品授与の対象となっている（小沢1969）。同じく、1874-1884年の埼玉県における定期進級試験においては、褒賞の対象となる「優」が3-4割（多い時は6割弱）、落第率は最大でも1割弱であった（鈴木1982）。さらに、1878年3月に岩手県で行われた「第1回庁下小学生徒集合試験」でも、下等第7・8級では過半数が褒賞対象者とされ（全体でも約4割）、85%以上の得点者全員が褒賞の対象であった（長江1986）。これに関しては、同年7月の第2回試験でも同様の結果が報告されている²¹⁾。

ただし、いま挙げた事例のうち岩手県の集合試験については、各小学校の優等生のみが選抜されて受験を許可されたものである。このことをもって、この試験および褒賞における排他性・敵対性を指摘することも可能のように見受けられる。しかし、「子弟ノ学力優等ニシテ県庁ヨリ交付スル所ノ褒状ヲ得ルアレハ乃以テ榮ヲ村閭ニ挙ケ大ニ誇耀スルモノ、如ク奨励監督両ナカラ稍其当ヲ得タリト云フヘシ」（第10年報・山梨県「小学校」373頁）や、「本省ヨリ付与セラレタル奨励品及賞与品ハ本県ニ於テハ其効果実ニ著シトス此典ヲ得タル学校ハ其目録ヲ匾額ニシ其品物ヲ排列シ学区内ノ公衆ニ縦覧セシメ或ハ為メニ祝賀ノ筵ヲ開キ此機ニ投シテ校舍ノ増築ヲ議スルアリ学資金ノ蓄積ヲ図ルアリ」（第12年報「学事巡視功程（福岡県）」661頁）といったように、成績優秀に対する褒賞は学校あるいは共同体全体の「誉れ」として受け止められていた面があることに注目したい。すなわち、各小学校の代表である優等生はいわばその地域を代表する存在なのであり、それに対して広く褒賞を付与するという形態は、その小

学校あるいは地域全体に対する奨励効果を企図して行われた側面があるということを意味する。このことは、試験による競争についての当時の記述に、しばしば「共進（競進）」という表現が附随して登場していたこととも関わってくる²²⁾。

故ニ今ヤ一歳ニ一回若クハ二回ト定メ、後日尚ホ其ノ方法ヲ変更スルコトモアル可シト雖モ、其ノ主義ハ姑ク共進主義ニ従ハント欲ス。但シ、此ノ法ヲ施行セシハ、前陳ノ時弊（＝学校毎に教育方法が不統一で児童の学力に差があること：引用者注）ヲ破リ併セテ教育上ノ志気ヲ振作セント欲スル奨励ニ出デタル政署ノミ。（遠村鑛蔵（和歌山県名草海部郡書記）「小学校生徒競争質疑会ノ利害ヲ問フ」『教育雑誌』明治15年第165号、1882年6月14日）

又本年ニ於テ新ニ小学生徒奨励試験法ヲ設ケテ之ヲ施行ス其法タル毎年一回毎小学校中ヨリ若干ノ生徒ヲ選抜セシメ之ヲ各郡数所ニ集合シ県令若クハ書記官学務課員徴典館長教諭及郡長等ヲ随ヘ臨席シテ生徒学力ノ優劣ヲ審査シー等ヨリ三等ニ至ル褒状ヲ付与ス其特ニ優等生徒ノ多キ学校ニハ亦別ニ書籍器械等ヲ交付シテ褒奨ヲ加ヘ其優劣ハ又之ヲ管内ニ公示シ以テ競進ノ念ヲ感起セシメント欲スルニ在リ管内九郡中本年先ツ其五郡ニ就キ其一回ノ試験ヲ施行セシニ果シテ大ニ人心ヲ鼓動シタルカ如シ（第11年報・山梨県「学事監督及奨励ノ状況」332頁）

奨励試験ハ教員学務委員ノ注意ヲ喚起シ生徒ヲ鼓舞シ各共進ノ念ヲ惹起セシムルノ成績アルハ勿論学務委員ノ勤惰教員ノ能否及其教導ノ良否定期試験ノ寛嚴等ヲ鑑別スルニハ尤モ便法タリ（第11年報・徳島県「学事監督及奨励ノ状況」660-661頁）

以上、本節でみてきたように、学制・教育令期における試験および褒賞による競争心の鼓舞という発想は、江戸期における学問奨励策の流れを汲んでおり、近代的な人材選抜の意味合いは強くなかったと考えられる。個々の成績優秀者を選抜す

るのではなく、奨励の対象を広く設定することによって「共進」、すなわち全体的な学事レベルの底上げを企図して行われたものであったと位置づけるのが、妥当な評価であるといえよう²³⁾。

3：試験がもたらす「弊害」の意味

3-1：授業方法に関する「弊害」への批判

これまでにみたように、明治初期小学校の試験には、等級制の実現と学事奨励という2つの大きな目的・期待がかけられていた。しかし、あるいはだからこそ、それと同時に試験の「弊害」に関する指摘や、試験のあり方に対する批判も少なからず表明されていた。前章までの論述をふまえ、本章では明治初期における試験の「弊害」の内実を解明していきたい。

まず、その発生が懸念されていた試験の「弊害」の内実とは、具体的には授業方法と試験方法に関わるものの二つに大別される。授業方法に関する第一の「弊害」は、試験で優秀な成績をあげることが自己目的化し、授業が「試験のための授業」となることであった。『文部省年報』では、実際にいくつかの府県においてこのような事態に陥っていることを批判する記述がみられる。

試験ハ嘗テ学ヒシ所ノ記憶ヲ試ミ即チ教育結果ノ一分ナレトモ此時ノミヲ目途トシ助長ノ弊アルヘカラス蓋シ如此スル者ハ知識ノ贗造ナレハ教育ノ本旨ニ背クヲ万々也（第4年報・静岡県「小学試験法大意」138-139頁）

試験法施行後ノ影響ハ生徒ニアリテハ試験ノ為ニ勉強セサルヲ得サルト云フ気風アリ教員ニアリテハ試験ノ為ニ勉強セシメサルヲ得サルト云フ趣アリ之レ施政者ノ常ニ歎スル所ナリ（第11年報・宮城県「小学校」381頁）

これと関連して、授業方法に関する第二の「弊害」は、児童に対し教員が暗記中心の授業を行うことであった。これについても、やはりそうした事態が実際に発生していることに対する批判が散見される。

読方ハ独読本ノ素読、摘書ノ暗誦ニ偏スルノ弊アリ而シテ其文意字義ハ之ヲ教授セサルニハ非レトモ文意ナリ字義ナリ教師ノ口ニ唱フ所ヲソカマ、生徒ノ口ニ伝ヘ甚シキハ講義モ亦教師ノ言ニ従ヒ生徒一同ヲシテ斉読セシムル等恰モ鸚鵡ノ人語ヲ擬スルノ情アリ（中略：引用者）歴史ハ読書科ノ読方ト異ナルヲナシ、偏ニ天皇紀、年号、等ノ暗誦ニ失スル弊アリ（中略：引用者）博物、物理、化学、生理ノ諸科ハ大抵教科書ニ因テ其文意字義ヲ講シ生徒ヲシテ之ヲ暗誦セシムルニ過キス其法ヲ誤ルモノト云フヘシ（第12年報「学事巡視功程（埼玉県）」640頁）

試ニ現時世ニ行ハル、所ノ試業方法ヲ視ルニ生徒ヲシテ能ク其ノ嘗テ教ヲ受ル所ノ事業ヲ実試セシムルニ足ラズ多クハ単ニ文字ヲ諳記セルヤ否ヤヲ試査スルニ止リ而シテ其ノ觀念ノ有無如何ノ如キハ幾ド之ヲ不問ニ措クモノ、如ク殊ニ推理力ヲ要スルノ事項（例ヘバ数学ノ如ク最推理力ヲ要スルノ学科）ニ至テハ徒ニ其ノ法則定義ヲ諳誦セシメ其ノ例題ノ如キモ亦唯器械的方法ヲ以テ為シ得ベキモノ、ミヲ用キテ以テ足レリトスルモノアルガ如シ豈大ニ試業ノ目的ヲ誤レルモノト言ハザルベケンヤ（若林虎三郎・白井毅編『改正教授続編 卷二』普及舎、1884年、1-2頁）²⁴⁾

このように授業方法に関する「弊害」が問題視されたことの背景には、前章でみたように教員の質こそが教育効果の成否をもたらす最大のネックであると認識されていた当時の状況があったと考えられる。加えて、江戸期に広くみられた暗記・暗誦という学習法が、この時期には否定的に捉えられるようになっていたという点は注目に値する。当時の試験方法が江戸期からの連続性をもっていたことをふまえれば、日常の教育・学習方法もまたそれに即した形態となることは、それほど不自然なことではない。だが、ここではそれが望ましい教育効果をもたらさないものとして位置づけられているのである²⁵⁾。したがって、これら2つの「弊害」は相互に関連しているとみてよい。

さらにこうした「弊害」に関連するものとして、

自己目的化した試験が時に「虚飾」に流れ体裁を取り繕うのみにとどまることを批判する言説もたびたび登場してくる。

一級ノ課業畢リテ大試験ノ期ニ迫ルトキハサラニ其級ノ諸課ヲ復習セシメ或ハ予シメコレヲ教師ノ意中ニ試ミルカコトキハ可ナリトイヘトモ現ハニ此ノ條彼ノ件トコレヲ生徒ニ示スニ至リテハ只コレ目前ノ体裁ヲ求メテ却リテ後來ノ損失ヲ与フルモノ、ミ故ニ試業ハ反復故ヲ温メテ不意ニコレヲ試ミルヘシコレ真ノ試業ニシテ真ニ其功ノアルヘキナリ教師若シ然ラスシテ只試業ノ体裁ノミヲ求ムルトキハ生徒遂ニ其意ヲ窺フヲ常ニコレニ依頼シテ大ニ復習ノ業ニ怠リ以テ試験ノ一大関門タルモ知ラサルニ至ラン(山下 巖麗 編『小学授業法 乙』1875 年, 25-26 頁)

本県(=青森県:引用者注)ニテハ今年八月臨時聚合試験ノ法ヲ設ケ各校ノ生徒ヲ最寄ノ学校ニ会集試験シ優等生徒ニ賞典ヲ与フト云ヘリ此法学事ヲ勸奨スルニハ頗ル益アルト雖トモ亦学業ヲ虚飾ニ流レシムルノ弊ヲ生センコトヲ恐ル、ナリ(第6年報「学事巡視功程(第七大学区内岩手青森二県巡視功程・本県学事通覧)」63頁)

従前ハ試験ノ事ハ之ヲ各校ノ教員自ラ之ヲ為スニ一任シタルヲ以テ教員皆外観ヲ美ニセント欲シ試験ヲ寛ニシテ優等ノ数ヲ増シ鹵莽ノ試験ニ依リテ生徒ヲ昇級セシムル等ノ弊害ナキコト能ハサリシカ試験掛ヲ定メテヨリ此弊ヲ一洗シタリ(第10年報・埼玉県「小学校生徒試験規則施行ノ概況」245-246頁)

又試験中臨時試験ヲ施行スルハ往々弊害アリ又採点法及ヒ発問等ハ各校区々ニ涉リ寛嚴一ナラス徒ニ外面ニ仮飾スルカ如キハ能力試験ノ本旨ニ反レリ此等ヲ矯正セントスルカ為メ務メテ主務課員ヲ監臨セシメ問題并ニ採点法ヲ取捨改定スル等該規則ヲ改正セントシテ目下計画中ナリ(第12年報・秋田県「小学校」263頁)

これだけ多数の批判がなされていたということは、裏を返せば、実際にはこうした「外観」の「仮飾」が往々にして発生していたということを意味している。

では、なぜそこまでこうした「体裁」にこだわる必要があったのであろうか。一つには、すでに述べてきたように試験が教員の優劣・勤惰判定を目的としていた面があったからだと考えられる。しかしそれにもまして、いま一つの理由は、当時の試験がきわめて行事的な性格を有していたという点である。

当時の試験がいかに行事的であったかについては、すでに先行研究においても指摘されている。たとえば、山本・今野(1987, 248頁)は「試業は、学芸会的要素、儀式的な年中行事的性格、共同体的な集団の紐帯強化の機能など、多面的な特色を含み込んでいたと評価される」と指摘し、坂本(2003, 36-37頁)も「子どもたちのいわば晴れの姿を人びとに垣間見させることによって人びとの関心を学校に向けさせて、子どもたちを就学へと導き、学校維持費の協力を住民に仰ぐためのイベントとして学区取締や学事関係者は最大限に試験を利用していた」と述べ、「多くの地域住民を集めた試験は、人材育成と選抜という機能を担うほかに、村民に学校教育への関心を持たせる場として利用され」、「村のあたかも行事のようなイベントだった」と位置づけている。また、やや時期はずれるが、1880年代後半の石川県では奨励会(比較試験)がしばしば運動会とセットで開催されていたことも明らかにされている²⁶⁾。つまり、当時において試験は一方で能力判定の厳密さを求められる一方で、学芸会や運動会と類似のイベント性の面でも極めて重要な意味を持たされていたのである²⁷⁾。そうした行事性があったればこそ、試験の「外面」「外観」が大きな意味を持っていたのであり、「往々父兄ノ甘心ヲ得ンカ為メ徒ラニ鄙賤ノ教則ヲ編成シ試験ニ際シテモ或ハ評点ヲ寛恕シ冒進ヲ競フ等種々ノ弊害ヲ醸出セリ」(第8年報・神奈川県「小学生徒進否ノ概況」70頁)といった状況も発生したのである²⁸⁾。

以上にみたように、試験が授業方法に対してもたらす「弊害」とは、試験に課せられた「学事奨

励」という目的・期待ゆえに生じたものであったと位置づけることができよう。

3-2：試験方法に関する「弊害」への批判

では、もう一方の試験方法に関する「弊害」の指摘とは、具体的にどのような内容をもつものであったのか。第一に寛嚴の差、すなわち採点基準あるいは及落の判定基準が一定でないことに対する批判が挙げられる。

夫試験ハ生徒ヲ褒貶黜陟スル権衡ニシテ其奮勵勉強ノ氣力ヲ發動振起セシメンカ為メニ設クル者ナリ而テ法ニ一定ノ式ナクハ甲ノ師ハ乙ノ師ト緩急ヲ変シ這ノ校ハ那ノ校ト模範ヲ改メ独リ參差錯雜視ルニ堪ヘサルノミナラス褒貶黜陟其實ヲ失ヒ及落復タ榮辱ヲ為サ、ラントス豈ニ学校ノ一大欠典ナラスヤ（第4年報・広島県「学規（下等小学試験法）」213-214頁）

生徒試験法ハ從來各校ノ適宜ニ委付スルヲ以テ試験ノ際寛嚴其度ヲ失ヒ随テ生徒ノ学力彼此異同ヲ生シ其他弊害ヲ見ル少カラス是ヲ以テ大ニ試験法ヲ改良シ又更ニ之カ細則ヲ設ケ各郡ニ試験掛訓導ヲ選シテ専ラ之ニ当ラシメ郡吏ヲシテ之ニ監臨セシムルノ法トス（第11年報・茨城県「小学校」219頁）

学業試験ハ生徒学業ノ進否ヲ査覈シ其勉学ヲ鼓舞スル所以ニシテ寛嚴宜キヲ失セサルヲ要ス寛ニ失スレハ学業ノ成熟ヲ勉メスシテ等級進歩ヲ貪ホルノ弊アリ嚴ニ失スレハ期望ヲ失ヒ自暴自棄ニ陥ルノ患アリ是独リ制定ノ方法ニヨルノミナラス之ヲ応用スル如何ニアリ（第11年報・島根県「小学校」571-572頁）

このように、統一基準で評価をなすことの重要性に関する指摘は非常に多い。しかし、そうした指摘が多いということは、逆にいえばそれがいかに困難な作業であったかを示しているともいえよう。まして、先述のように十分な資質を有した教員の確保もままならない当時の状況にあって、評価基準の統一が容易ならざるものであったことは

明白である。それゆえ、こうした「寛嚴の差」に対する批判が、『文部省年報』において頻出したものと考えられる。

試験方法に関する第二の「弊害」は速成の弊、すなわち試験を簡略化することによって及第者を水増しする行為であった。

此規則ヲ実施スルト全時ニ隣校訓導立会ニテ試験ヲ為スノ例ヲ廢シ被試生ノ多少ニ拘ハラス郡書記ニハ必ラス定期試験毎ニ監臨スヘキ旨令セシニヨリ試業法抛擲ニ改リ速成ノ弊稍去リ自今以後真ノ進歩ヲ觀ルヲ得ヘキナリ（第12年報・島根県「小学校」338-339頁）

試験法ハ之ヲ既往ニ徴スルニ施行稍々宜シカラサルモノナキニ非ス且教員父兄等ニ於テハ競テ生徒ヲシテ優等タラシメ卒業ヲ速ニセント欲スルノ念慮ニ切ナルヲ以テ平素ノ授業不知不識試験教育ニ陥リ概ネ退学后ノ実用如何ヲ省ミサルモノ、如シ（第12年報・福岡県「小学校」427頁）

こうした事態が発生する背景には、「当時教員タルモノ試験ノ主義ヲ誤リ強テ生徒ノ卒業ヲ競ヒ等級ヲ進メテ自己ノ虚名ヲ売ラント欲スルモノナニキ非ス」（第5年報・滋賀県「学規（生徒試験ノ法）」217頁）や、「抑々試験ノ弊タル往々教員ノ外觀ヲ美ニセント欲スルヨリ其問題ヲ簡易ニナシ生徒ニ害ヲ与フル者多シ」（第12年報・愛知県「小学試験法施行ノ影響」159頁）というように、試験及第者の数の多さが教員の能力評価に直結するという認識があったものと考えられる。

以上にみてきた「弊害」は、試験が「正しく」行われていないことに対する批判を意味している。では、なぜ試験を「正しく」行うことがそれほど重視されたのであろうか。それは、等級制の理念を実現するにあたっては、正確な能力測定が行われることがネックとなっていたからであると考えられる。そのことは、上記に挙げた「寛嚴の差」「速成の弊」に対する批判以外にも、実にさまざまな方法論上の意見がみられたことからうかがい知ることができる²⁹⁾。

たとえば、試験という特別な場面において児童が緊張しがちであることに鑑み、特に口頭試問に際して教師がなるべく温和に対応することを求める意見が少なからずみられた。これに関しては、『文部省年報』だけでなく、当時出されていた小学校での授業法や試験法に関するガイドブックにおいてもたびたび指摘されている。

試業ノ際ハ須ラク言色温和ナルベシ何ナレハ幼童ハ場ニ当リ眩惑シ易キモノナレハ其平生習熟スル所ヲ尽サバラスムルノ恐レアレハナリ（藤塚唯一『小学試業法』関嶺書屋、1875年、1頁）

試場ハ厳肅ナルヲ要スト雖生徒ヲシテ恐懼ノ意ヲ生セシムルニ至ラス教師和顔温言之レニ臨ミ平素会得シタル所ハ務メテ言ヒ尽サシムヘシ」（第3年報・宮崎県「小学試験法」411頁）

試験場ハ自然体裁ノ厳格ナルニ因リ幼年生ハ動モスレハ平生習熟スル所ト雖畏懼狼狽シテ通暢明答スル能ハサルノ弊アレハ試験者タルモノ優容温顔以テ此レニ対シ生徒ヲシテ平気恬心ナラシムヘシ（武市義道『小学教授法詳論』博愛堂、1883年、146頁）

また、試験には「平常優等ノ者試験ニ当リテ過失アリ平常下劣ナル者試験ニ当リテ偶マ得ル者之レ有」る状況が往々にして起こり得るため（金子尚政『小学試験法』文徳堂、1874年、4頁）、「黜陟賞罰モ純ニ試業ノ評点ノミニ由リテ直チニ施行スヘカラス先ツ其平常ヲ見テ而ル後コレヲ斟酌スヘシ」（山下巖麗編『小学授業法 乙』1875年、26-27頁）というように、普段優秀なものが試験で芳しくない成績となった場合には情状酌量せよという主張もみられた。同様の観点から、「試験ハ学力ノ優劣ニ因テ等級ヲ上下スルモノナリト雖モ又平素品行ノ良否ヲ斟酌シテ之カ等差ヲナスヘシ」（第3年報・大分県「学規（生徒試験ノ法）」417頁）や、「試験点数ニ拘ハラス都テ平素ノ学業品行ニ依リ俊秀優等者ヲ賞スル」（第10年報・山形県「小学校」503頁）といったように、平素

の学業品行を評価すべきとする意見も少なからず見られた。これらの点に関しては、各地で早い段階から斟酌が行なわれていたことが記録されており³⁰⁾、江戸期からの連続性があったものと考えてよい³¹⁾。

さらに、「定期試業ノ時ハ生徒ニヨリ眩惑シ平日ノ学業ヨリ下ル者アリ又平日ノ学業ハ劣ルトモ僥倖ヲ得ル者アリ」として、「平日ノ学業ヲ察スルヲ得テ此等ノ弊害ヲ除キ又生徒各自ノ座次ヲ争ヒ平日ノ勉強一層加ルベシ」（第3年報・山口県「学規（小学試業凡則）」382頁）というように、一発勝負の弊害を解消するために月次試験を活用すべきことを主張するものもみられた。

これらの意見はすべて、いかにして正確な能力測定を行うべきかという観点から発せられたものと考えてよいだろう。そのような観点から、半年に1回程度の試験結果によって能力判定を行うことの問題性が論じられていたのもであり、その意味で寛嚴の差や速成の弊の批判と同根のものであるといえる。

以上にみたように、試験の方法に関する「弊害」とは、当時の試験に課せられた「等級制の実現」という目的に由来するものであったと位置づけることができよう。

4：結 論

本研究では、学制・教育令期の小学校における試験に焦点を当て、試験と褒賞による学事奨励の目的について把握したうえで、試験の「弊害」がいかに語られたのかを分析しその意味するところを具体的に明らかにする作業を進めてきた。

語られた試験の「弊害」には、授業方法に関わるものと試験方法に関わるものの、大別して2つの種類が存在していた。授業方法に関する「弊害」の指摘においては、江戸期以来の暗記・暗誦を中心とした教育・学習方法が批判されていた。そこには、江戸期から連続性をもつ試験方法と、西洋由来の学科内容との齟齬が端的に表れていたといえる。また、「学事奨励」という目的を課せられた試験は多分に行事性を含んだものとして展開されていたが、そのことが「試験に

において好成績をあげる」ことを自己目的化する契機となり、授業方法に関する「弊害」の認識の背景となっていたことも指摘しておかねばならない。

一方、試験方法に関する「弊害」の指摘は、試験が正確な能力測定をなしえていないことを批判するものであった。具体的には、採点基準が不統一であること、試験を簡略化することの2点が批判の主要点となっていた。これらは、限られた1回の試験成績に基づく判定を問題視する意見と関連していたものと考えられる。実際、及落判定の際には平常の学業品行を斟酌すべきことが少なからず主張されていたし、月次試験もそうした観点から活用すべきことを論じるものもみられた。席次を決めるという営為は、必ずしも競争の促進という意図によるものではなかったのである。

以上のように、明治初期小学校の試験をめぐる「弊害」の認識には、等級制の維持と学事奨励という、当時の試験に課せられた二重の目的・期待をどのように実現するかという困難が反映されていたといえる。正確な能力測定による等級制の実行を通じ、メリトクラシーを基盤とする新たな教育システム、ひいては社会システムの原理を普及させていくというのが、おそらくは政策推進側の描く理想的なイメージであっただろう。だが、学制・教育令期の小学校は、その理想を実現するための現実的基盤を決定的に欠いていた。試験を通じた学事奨励においては、まず民衆の学校教育に対する協力的姿勢を取り付けることで学資金を増やし、教員の質を向上させるということが目指されていたが、それは取りも直さず児童らの学力向上に直接働きかけるような段階には達しておらず、その前提となる教育環境の整備が急務であったという当時の状況を端的に示している。その意味では、試験には過剰な期待がかけられていたのであり、種々の「弊害」が現出したこともまた必然であったということができよう。

最後に、明治期の小学校における試験が「結果的に」排他的機能を発揮した側面があった点について、議論をしておきたい。本論でみたように、試験による競争は「共進」を旨としたものであり、個々人の選抜を主目的としていたわけでは必ずしもなかった。また、そもそも進級・卒業時の試験

は「資格試験」の一種であり、排他的なゼロサム競争とはならない性質のものであった。だが、すでに多くの先行研究が指摘するように、この時期、就学率は伸び悩み、中退する者の率も無視できない数値を示していた。では、そうした結果的な排他性をもって、この時期の試験を断罪することは、はたして妥当な見解であるといえるだろうか。これは本研究の対象時期よりも後になるが、明治期小学校の試験を否定的にとらえる観点からは、1900年の小学校令施行規則改正による「試験廃止」を肯定的に評価する向きもある³²⁾。しかし、山根(1999b)が指摘するように、そもそも「入試」に対する社会的関心の強さは、履修主義により必然的に生み出されるものである。すなわち、前段階の学校における学力の保証が十分に担保されないからこそ、「入試」という局面で改めて学力が試される必要が生じるのであり、その意味では1900年の小学校令施行規則改正による義務教育からの「能力主義」の排除は、その後の日本社会において選抜の問題が「入試」に局所化していくうえでの画期として位置づけることができる。義務教育が事実上の履修主義となったことは、学校から選抜という要素が排除されたことを意味するのでは決してなく、単に問題発生の局面をすり替える機能しか果たさなかったともいえる。義務教育において能力主義的な試験が行われなくなったからこそ、「私たちの国の学校は、あまりにも深く、試験と競争にとらわれすぎてしまっていないだろうか」(斉藤 1995, 3 頁)という状況が用意されたのであり、その後の日本社会における選抜試験の「弊害」を論うのであれば、このことこそが真に問われるべき問題であるといえよう。

本研究の対象時期以後の1890年代には、「奨励の手段」としての試験のあり方に対する否定的見解や、試験が児童の心身に弊害をもたらすとの認識が、文部省より出されるようになる³³⁾。本研究で見たような状況からは明らかに何らかの変化が見られるわけであるが、そうした小学校令以後の試験をめぐる社会的認識を明らかにしていくことは、今後の研究課題としたい。

注

- 1) 明治初期においては「試験」と「試業」という単語がほぼ同意義で併用されていた。本研究では資料の引用時以外は「試験」という単語で表現を統一する。
- 2) 「以上のように大規模に行なわれた合同試験や比較試験は、学校間児童間に競争意識をわきたたせ、優越を誇る者もでたが、児童の多くには学校へ通うことを嫌う一因ともなった。東京の例では大試験に参加した児童が落第を苦にして川に身を投げ死んだという」(新潟県教育百年史編纂委員会編 1970, 535 頁), 「しかし試験の成績によって生徒の席順がきめられ、また教室内の名札を成績順にかけ、さらにはその成績を一般に公表するなど、当時の学校はあまりにも点数本位であり、教師も生徒もただ試験のみをめあてとして、つめこみ教育に狂奔することとなった。まさにこれは教育上の重大問題といわねばならぬ」(兵庫県教育史編集委員会編 1963, 152 頁)といった記述が好例である。
- 3) 斉藤 (1995) は試験による競争は学事振興と教育水準向上のための「必要悪」であったとする見解に対して、生徒の学習を十分フォローする体制が未確立であったにも関わらず、多くの生徒たちに過酷な落第を強いていたことの問題性が問われるべきであるとして批判している (p. 247)。
- 4) 森川 (1987) は、そもそも「学制布告書」は教育の「私事性」を強調する前半と強制就学を説く後半が論理的に整合的でないと指摘している。
- 5) 「学制布告書」における「国家のための学問」の否定は、前後して各地で多数出された就学告諭と比べて非常に特殊であり (荒井編 2008, 237-238 頁), 多くの就学告諭では学校での勉学の有用性を社会的上昇ではなく日常的な富と幸福の獲得に結びつくものとして説いていた (同, 183 頁)。また、社会階層内での地位上昇である「立身」を説く就学告諭は学制布告書の前後に関わらずみられるものの、社会階層を超える地位上昇である「出世」を説く就学告諭は、1874 年以降には出されなくなったという (大矢 2016)。
- 6) 橋本 (2002) は、明治初期の小学試験は制度としては西洋方式の移入であったが、試験の形態・運用などについては近世から伝承されたものも多いことを指摘している。口述 (素読吟味)・筆記 (学問吟味) を併用する試験形態についても、このことが当てはまる。
- 7) たとえば、「要するに試業は極端に硬直化した形式主義で褒貶に偏し、試業問題は暗記を強いた出題で、成績点数によって上下した序列主義であり、賞を与え、校門前に児童優劣の氏名を掲示するなど児童に過度の精神的刺激・羨望心や競争心をかきたてた。また試業当日の立会人・参観人が多いことは児童を畏縮せしめて、かえって実力発揮が不可能になった心理的影響を過小評価する事ができない。かつ及落の嚴重さのために学校を忌避したり脱落する者が多くなり、就学奨励 (小学校普及) の障害になったことも否定できなかった」(尾形 1980) という記述が好例である。
- 8) 荻谷 (2002) は、1990 年代後半までの教育認識を支配してきた「受験競争の弊害」という問題把握の視線が現実の検証を怠る結果をもたらしてきたと指摘し、その点では「受験競争を一貫して批判してきたマスコミも、世論も、教育研究者も同罪である」という。
- 9) 『教育時論』(1885~1934 年)『教育報知』(1885~1904 年)『大日本教育会雑誌』(1883~1945 年) など、20 世紀まで継続刊行された教育雑誌がこの時期に相次いで創刊された。
- 10) 具体的に各地方でどのような試験の規定があったのかという点については、教育令期のものについては、『文部省日誌』掲載の府県小学校試験規則をまとめた柴田 (1999) に詳しい。
- 11) 学事奨励に関しては、地方官による告諭・説諭、学区取締等による保護者の説得、寄付金募集、休日・夜間の開校など試験以外にもさまざまな手段が採られていたが、「学事創始以来奨励ノ方法ヲ設クルコトニシテ足ラス而シテ其効功ノ著シキハ未ダ試験法ニ尚フルモノアルヲ見サルナリ」(第 9 年報・栃木県「小学校」228 頁)や、「教育ノ普及上進ヲ図ルハ主トシテ奨励ノ法ヲ設ケ賞与ノ典ヲ行フヨリ先ナルハナシ本県学制頒布以来奨励賞与ノ事ハ教育諸般ノ事務ニ先チテ専ラ之ヲ行ヒ以テ勸奨誘導ヲ勉メタリ」(第 11 年報・岩手県年報「学事監督及奨励ノ状況」431 頁)というように、試験は数ある学事奨励の手段の中でも最有力なものとして認識されていた。
- 12) これは比較試験ではなく、大試験・卒業試験における褒賞について述べたものである。
- 13) たとえば、「学事ノ奨励ハ定期大試験ニ学務官吏ヲ派遣シ優等生徒ニ賞状若クハ賞品ヲ与ヘ又ハ県令書記官ノ巡視等ニ際シ抜群ノ生徒ヲ賞シタル等ナリ又教員学務委員ニシテ品行方正教育ニ熱心勉勵スルモノニハ賞金ヲ与ヘ其他建築補助金ヲ以テ学校建築ヲ奨励シタリ」(第 13 年報・根室県「学事監督及奨励」29 頁)など。
- 14) 明治初期においてはどの府県においても教員の定着率が極めて低かったが (石戸谷 1967), その背景には教員に対する待遇の劣悪さがあった。東京府の 1878 年の例では、公立小学校教員のうち約 65% が月俸 5~6 円以下の準訓導六等や傭・派出の等級であった (門脇 2004, 69-72 頁。なお、月俸 5~6 円は同時期の「大工及左官」の月額賃金の半分程度である)。
- 15) 第 3 年報・山梨県「将来教育進歩ニ付須要ノ件」202 頁、第 4 年報・茨城県「将来教育進歩ニ付須要ノ件」107 頁、第 4 年報・岩手県「将来教育進歩ニ付須要ノ件」309 頁、第 7 年報・愛媛県「教育上将来須要ノ件」291 頁、第 11 年報・宮崎県「小学校」762 頁など。
- 16) 1882 年には、文部省達第 15 号「地方教育奨励ノ為メ学事賞与例并ニ学事奨励品付与例制定ノ事」(『文部省達全書 明治 15 年』文部省、

- 1882年)が出され、「文部省褒賞課」が設置されている(1885年に廃止)。「教育ニ関スル一切ノ職員ニシテ特ニ勤勞アル者」「公私立学校生徒ニシテ特ニ善良ナル者」「地方ノ教育ヲ奨励センカ為メ公私立学校、幼稚園、書籍館、教育博物館等ニシテ特ニ公益アル者」が対象。賞与は「図書器具等」。
- 17) 文部省学監であったモルレー (David Murray) は試験制度に対して非常に楽観的信賴を表明していたが(「文部省雇米国博士ダウキット、モルレー氏演説」『教育雑誌』第78・79号、1878年)、これは当時のアメリカにおいては異質で例外的な見解であった(吉家1998、326-330頁)。したがって、天野(2007)はこの資料を「試験の時代の到来」を象徴するものとして位置づけていたが、この評価はやや妥当性を欠いたものといえる。
 - 18) この点について橋本昭彦(1993、307頁)は、維新後の指導層・実務層の中核となった武士たちが近世の試験を経験した者たちであったことの重要性を指摘し、明治初期における「試験の盛行」という現象ひとつとってみても、その裏には、試験という制度を学問奨励ないし督励の最も効果的な手段として考える、伝統的な試験観が生きていたのではないかと指摘している。
 - 19) 橋本昭彦(1993、305頁)は、こうした「試験観」をして「近代社会において『教育』が『選抜』に奉仕しているとすれば、江戸幕府のもとでは『選抜』が『教育』に奉仕していたのだ、という言い方ができるであろう」と評している。
 - 20) 学事奨励を目的として、県下の小学生を集めて行われた臨時の試験。1874年には就学生徒の約25%、1875年には就学生徒の約44%が受験した。
 - 21) 褒賞に必要な費用については不明な点もあるが、以下の記述からは、対象時期の後期においては地方税から充当されていたものと見られる。「其他各郡ニ奨励会ヲ開キテ生徒ヲ召集シ其学業ヲ試ミ優劣ヲ判シテ書籍金員等ヲ賞与ス其費途ノ如キハ地方税ヨリ支弁セリ蓋シ其裨益少ナカラサルヲ覚フ」(第12年報・福井県「学事監督及奨励ノ状況」284頁)、「学事奨励ノ方法ハ十六年報ニ具陳セルカ如ク地方税中々々奨励費若干ヲ置キ職務勤勞ノ教員学務委員等ヲ賞スルノミナラス毎年兩度ノ小学大試験ニ於テ優等ノ生徒ニハ物品ヲ与ヘテ之ヲ鼓舞奨励セリ殊ニ十七年中ニ於テハ管内各小学校生徒ノ内学業特ニ俊秀ノ者ヲ選抜招集シ学力比較ノ大試験ヲ舉行セシカ奨励上大ニ其裨益ヲ得タリ」(第12年報・熊本県「学事監督及奨励ノ状況」454頁)。
 - 22) 同音である「共進」と「競進」という2種類の表現が使われていることから、ここで「競う」ということが個人主義的な競争を指し示すものではないことを意味していると考えられる。
 - 23) もっとも、第13年報においては、「小学生徒奨励ノ方法ハ數年間施行シタルニ因リ少ク陳腐ニ属スルヲ免レス將ニ明年ヲ待テ之カ改正ヲ計ラントス」(茨城県「学事監督及ヒ奨励」217頁)や、「其影響ハ之ヲ定メシ初ニ当テハ頗ル人心ヲ奨励セシカ今時ニ至リテハ其著シキ者ヲ見ス蓋シ之ニ徂ルノ傾向アル歟」(埼玉県「学事監督及奨励ノ状況」283頁)といった記述がみられることから、対象時期の後期になるとこうした奨励の効用にも限界が生じ始めていたことがうかがえる。
 - 24) 同書は「開発主義」教授法の代表的著作であり、実践現場への広汎な影響力をもったものとして知られている(稲垣1995、93頁)。
 - 25) 1880年代における暗誦への批判は事実ベースではなく、小学校教則綱領(1881年)による教則変更を正当化し改正教育令を支持する意図のもとに展開されたものであると指摘する研究もある(松野1985)。
 - 26) 大久保(1998)によれば、1884年から1891年にかけての石川県では約6割の奨励会において運動会に類した行事内容が含まれており、やはり地域の一大イベントとしての機能を有していたとみてよい。
 - 27) 1881年3月6日に千葉県から発せられた伺に対して文部省が3月13日に発した指令では、試験の参観人に関して「生徒ノ父兄及有志ノ者ハ試験参観ヲ許スト雖モ参観中ハ学務委員ノ指揮ニ從ヒ動止靜肅ナルヲ要ス」(『文部省日誌』明治15年第15号)と記されている。ここからは、参観者たちが騒がしく振舞っていた様子が読み取れ、試験が学芸会や運動会に類するイベントとして受け止められていたことがわかる。また、『千葉県教育史 巻二』(千葉県教育会、1937年)には「試験の当日は、丸で御祭騒ぎである。学校の門前両側には飴菓子などを売る露店が、所狭き迄に陣取つて居る。野次馬は右往左往する。全く儀式会合の時の様である」との記述もみられる(290頁)。
 - 28) 以下の引用からは、試験の行事性によって保護者の意識に訴えかける方法は、「民度」の低さゆえに用いられる「必要悪」としてとらえられていた様子もみてとれる。「小学臨時試験ノ如キハ前件開申スル如ク父兄ヲシテ教育ノ忽諸ニ付ス可ラサルヲ腦裡ニ浸徹シタルモノカ前年ニ比スレハ試験生徒ノ多キ随テ優等生徒モ亦多シ由是觀之方今ノ民度ニシテ意ヲ教育ニ向ハシムルハ此挙ヲ舍テ他ニ良法ナキヲ信スレハ将来ニ望ム益々此挙ヲ意ラサランコトヲ」(第8年報・滋賀県「将来学事須要ノ件」209頁)。
 - 29) いわゆる「自由教育令」期においては、教則や試験法を各地の実情や風習に合わせるべきとの意見が頻出する(特に『第6年報』において)。これも、内実の伴った教育成果を挙げることを重視すればこそその意見であると考えてよいだろう。
 - 30) ほかに、第4年報・神奈川県「生徒試験ノ法」76頁、第4年報・岡山県「生徒試験法」218頁、第4年報・山口県「試験規則」228頁、第4年報・福岡県「豊前国小学試験規則」255頁、第5

- 年報・島根県「小学試験採点法」269頁などに、平常点を加味すべきことが規定されている。
- 31) 山根俊喜 (1999a) によれば、私塾の等級制とは異なり、藩校の等級制は「勤惰」「行状」による救済があったという。
 - 32) ただ、このときに廃止されたのはあくまでも「進級・卒業試験における試験の廃止」であり、それ以外のすべての試験が禁止されたわけではない (佐藤 2004)
 - 33) たとえば、小学校教則大綱 (1891 年 11 月 17 日、文部省令第 11 号) の「説明」では、「元来試験ヲ以テ妄リニ競争心ヲ鼓舞スルノ具トナスカ如キハ教育ノ方法ヲ誤リタルモノ」として、小学校での試験に対する初めての公式な批判が出されている (『学事法令説明書』文部省普通学務局, 1891 年, 55-56 頁)。また、1900 年の小学校令施行規則改正 (第 23 条) における試験廃止・考査導入について、文部省は、「心身ノ發育未タ十分ナラサル児童ヲシテ競争心ニ驅ラレ試験前一時ニ過度ノ勉強ヲ為シ是レカ為メニ往々其ノ心身ノ發育ヲ害スルノミナラス試験ノ為ニ勉強スルノ陋習ヲ馴致スルヲ避ケンカ為ナリ」とその理由を説明している (1900 年 8 月 22 日文部省訓令第 10 号)。
- 参考文献**
- R・P・ドーア, 1970, 『江戸時代の教育』岩波書店 (松居弘道訳)。
- 青森県教育史編集委員会編, 1972, 『青森県教育史第一巻』青森県教育委員会。
- 天野郁夫, 2006, 『教育と選抜の社会史』筑摩書房 (← 1982 『教育と選抜』第一法規出版)。
- , 2007, 『増補 試験の社会史：近代日本の試験・教育・社会』平凡社。
- 荒井明夫編, 2008, 『近代日本黎明期における「就学告諭」の研究』東信堂。
- 石戸谷哲夫, 1967, 『日本教員史研究』講談社。
- 稲垣忠彦, 1995, 『明治教授理論史研究 (増補版)』評論社。
- 大久保英哲, 1998, 「明治 10 年代末における試業制度と運動会の成立：石川県における奨励会と運動会の検討から」『地方教育史研究』19, 18-49 頁。
- 大矢一人, 2016, 「就学告諭にみる『立身・出世』」川村肇・荒井明夫編『就学告諭と近代教育の形成』東京大学出版会, 107-132 頁。
- 尾形裕康, 1973, 『学制成立史の研究』校倉書房。
- , 1980, 「明治初等教育の試業」『国士館大学文学部人文学会紀要』12, 1-25 頁。
- 小沢正弘, 1969, 「埼玉県における学制期の臨時大試験について」埼玉県地域研究会『埼玉研究』18, 1-15 頁。
- 門脇厚司, 2004, 『東京教員生活史研究』学文社。
- 荻谷剛彦, 2002, 『教育改革の幻想』筑摩書房。
- 国立教育研究所編, 1974, 『日本近代教育百年史 第三巻』教育研究振興会。
- 斉藤利彦, 1993, 「学校・競争・淘汰：明治期における試験と進学の態様」『思想』831, 64-88 頁。
- , 1995, 『試験と競争の学校史』平凡社 (→ 2011, 講談社)。
- 酒井忠雄, 1959, 「明治初期小学校試業について —— 大阪市愛日小学校の場合 ——」(柳久雄・西脇英逸・酒井忠雄「明治初期小学校教育の研究 (中間報告) その学力観、教授法及び試業について —— 大阪市立愛日校資料を中心として ——」(『大阪学芸大学紀要 c 教育科学』1, 1-35 頁) のⅢ章)。
- 坂本紀子, 2003, 『明治前期の小学校と地域社会』梓出版社。
- 佐藤秀夫, 1972, 「明治期における小学校観の成立」『学校観の史的研究』野間教育研究所, 61-152 頁。
- , 2004, 「入試競争の史的構造 序説」『教育の文化史 1 学校の構造』阿吽社, 329-341 頁。
- 柴田知彰, 1999, 「改正教育令期の秋田県小学校試験規則 (1)」『秋田県公文書館研究紀要』5, 35-54 頁。
- 鈴木秀幸, 1982, 「近世—近代における試験の変遷 —— 明治期の埼玉を中心に ——」埼玉県地方史研究会『埼玉地方史』13, 19-32 頁。
- 竹中暉雄, 2013, 『明治五年「学制」 通説の再検討』ナカニシヤ出版。
- 長江好道, 1986, 「明治初期岩手県における学事奨励と「集合試験」の実態」荒井武編『近代学校成立過程の研究：明治前期東北地方に関する実証的研究』御茶の水書房, 227-298 頁。
- 新潟県教育百年史編纂委員会編, 1970, 『新潟県教育百年史 明治編』新潟県教育庁。
- 橋本昭彦, 1993, 『江戸幕府試験制度史の研究』風間書房。
- , 2002, 『明治初期における小学試験制度の実施形態』科学研究費補助金研究成果報告書 (課題番号 09610304)。
- 橋本勝, 2005, 「近代日本社会における「試験」の意味 —— 明治前半期の埼玉県における小学校の事例をもとに ——」『静岡英和学院大学紀要』3, 125-142 頁。
- , 2008, 「明治期の小学校における試験の展開と終焉 —— 教育機能の《選抜・配分》と《統合》という観点から ——」『関東教育学会紀要』35, 25-37 頁。
- 土方苑子, 2002, 「雑誌記事にみる小学校の「低就学率期」」『東京大学大学院教育学研究科紀要』41, 1-22 頁。
- 兵庫県教育史編集委員会編, 1963, 『兵庫県教育史』兵庫県教育委員会。
- 堀松武一, 1971, 「明治前期における小学試験法の実態」『教育学研究』38-2, 22-30 頁。
- 薬師院仁志, 1998, 「学歴についての諸言説」『教育・社会・文化』5, 85-97 頁。
- 宮川秀一, 1986, 「明治前期における小学校の試験」『大手前女子大学論集』20, 223-246 頁。
- 松野修, 1985, 「明治初期における「暗誦主義」の変容：「文部省年報」「文部省日誌」を手がかりに」

- 『名古屋大学教育学部紀要 教育学科』32, 73-81 頁.
- 本山幸彦, 1972, 「明治初年の教育意見」同編『明治教育世論の研究 (上)』福村出版, 1-67 頁.
- 森川輝紀, 1987, 「『学制』と民衆」『近代天皇制と教育』梓出版社, 37-84 頁 (初出は『講座日本教育史』第2巻, 第一法規, 1984年).
- , 2002, 「立身出世主義と近代教育」辻本雅史・沖田行司編『教育社会史』山川出版社, 271-341 頁.
- 山根俊喜, 1999a, 「『日本的』学級システムの成立に関する研究」科学研究費補助金研究成果報告書 (課題番号 09610258)
- , 1999b, 「明治前期の小学校における等級制, 試験と進級」『鳥取大学教育地域科学部紀要 教育・人文科学』1-1, 119-146 頁.
- , 2002, 「19世紀後期日本の小学校における生徒集団の区分原理」天野正輝編『教育評価論の歴史と現代的課題』晃洋書房, 23-45 頁.
- 山本信良, 1988, 「試験と明治期小学校」『地方教育史研究』9, 1-25 頁.
- 山本信良・今野敏彦, 1987, 『近代教育の天皇制イデオロギー (新装版)』新泉社 (←1973).
- 吉家定夫, 1998, 『日本国学監デイビッド・マレー: その生涯と業績』玉川大学出版部.

The Meaning of “Evil Effects of Examination” in Japanese Elementary Schools in the Early Meiji Period

Manabu ISHIOKA

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary The purpose of this study is to clarify the meanings and contents of “evil effects” of examinations by analyzing the discourses on examinations at elementary school in the early Meiji period (1872-1885). In this research, we focus on the same kind of discourses on “evil effects” that appeared repeatedly in spite of the regional and timing differences, and clarify the common recognition framework for the exams. Descriptions related to exams in “Annual report of Ministry of Education (*Monbusho Nenpo*)” (1st to 13th version) are mainly analyzed.

There were two kinds of discourses about the “evil effects” of exams, one related to the lesson method and another related to the way of exams. Regarding the former, we can say these “evil effects” arose due to the expectation of “encouragement of school affairs”. Regarding the latter, we can consider these “evil effects” as what derived from the aim “realization of the grade system”.

The recognition of “evil effects” over exams of the early Meiji Elementary School reflected the difficulty of how to realize the dual objectives and expectations imposed on the exams at that time, namely maintaining the grade system and encouraging educational affairs.